

れきしてきけんそうぶつ

歴史的建造物とは

文化財用語解説-①

建造物を文化財として扱う際、その性質に応じてさまざまな呼び方があります。例えば、「古民家」「近代建築」「社寺建築」「土木遺産」などです。これらを総称したのが「歴史的建造物」で、その範囲は世界最古の木造建造物といわれる法隆寺（奈良県）から、戦後建築である東京タワーや太陽の塔（大阪府）にいたるまで、建築年代や用途、構造なども多岐にわたります。特に地域の景観を象徴する建造物であれば、観光資源としての役割が期待され、国や自治体が文化財として指定または登録し、積極的に保存活用に取り組んでいます。また、現役で使用されている建造物も含むという点では、私たちの最も身近にある文化財といえます。

歴史的建造物の定義について、大田区で明確に定めているわけではありませんが、例として「東京都選定歴史的建造物」の選定基準においては次のようになっています。（以下、「東京都景観審議会答申（平成10年11月25日）」より引用）

歴史的建造物とは、東京都内に現存する、歴史的な価値を有する建造物であり、原則として、建設後50年を経過しているものとする。ただし、特に重要なものは、50年を経過してなくとも選定できる。

（基本的な考え方）

歴史的建造物とは、機能・用途・技術・意匠・設計思想などにおいて特徴があり、その存在が貴重である建築物、土木構造物及びその他の工作物をいう。一般的な建造物で時間を経過しただけのものは除く。

年代的には、建設後の年数が50年を経過したものをいう。景観上の価値を確定するには、一定の時間の経過が必要であり、当面の目安として50年とする。ただし、50年を経過していなくとも、景観上の価値が特に高いものについては選定することができる。

上記内容は「東京都景観条例」に基づいて“都内の景観形成”という観点で評価をしており、かつ現状で文化財（指定・登録）となっている建造物は対象としていないため、築50年未満も含むなど文化財よりも基準を緩くして対象を拡げています。ただ、基本的な考え方においては文化財としての歴史的建造物も同様で、特に「時間を経過しただけのものは除く」という点は共通して重要です。なお、国登録有形文化財（建造物）の選定基準においては、築50年を経過したもので「国土の歴史的景観に寄与しているもの」「造形の規範となっているもの」「再現することが容易でないもの」のいずれかに該当する建造物が対象となっています。

令和3年6月現在、大田区内に所在する指定・登録文化財建造物は、区指定が9件（久が原東部八幡神社社殿、^{ひえだ}稗田神社石鳥居など）、都指定が1件（^{れんこういん}蓮光院武家屋敷門）、国指定重要文化財が2件（池上本門寺五重塔、同 宝塔）、国登録が26件（^{せいめい}旧清明文庫（勝海舟記念館）、昭和のくらし博物館など）あります。多くは内部非公開となっていますが、外観だけを見ても地域の景観を象徴する建築も多いので、ぜひまちあるきのスポットとして訪れてみてはいかがでしょうか。所在地などの詳しい情報はホームページ内「文化財一覧」や『歴史散策ガイドブック』もご覧ください。